

証券コード 4800
平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都港区六本木六丁目8番10号
オ リ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 小 池 恒

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号
グランドハイアット東京 2階
「コリアンダー」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役6名選任の件
 - 第2号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.oricon.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得の環境改善が見られ、総じて緩やかな回復基調で推移しましたが、米新政権や欧州、東アジア地域の動向において、先行きへの影響が懸念される不透明な状況が続いております。

国内の情報通信分野においては、(株)MM総研の調査によると、平成28年の携帯電話端末総出荷台数は前年比3.0%減少しましたが、スマートフォンについては前年比1.5%増加し過去2番目の出荷実績となっております。また、(株)電通の統計では、平成28年のインターネット広告市場は前年比13.0%の増加となっております。

このような状況の下、当連結会計年度において当社グループの売上は、雑誌事業及びモバイル事業が前連結会計年度と比べ減収となりましたが、コミュニケーション事業については、顧客満足度(CS)調査事業及びインターネット広告販売がいずれも前連結会計年度を上回って推移した結果、売上高は前連結会計年度比519,658千円減(12.1%減)の3,781,997千円となりました。

一方、コミュニケーション事業において広告単価向上をはじめとした収益性の改善が進むと共に、販売費及び一般管理費のコストも前連結会計年度に比べて減少しました。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度比227,923千円増(58.7%増)の616,031千円、経常利益は前連結会計年度比231,553千円増(66.7%増)の578,592千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度比6,600千円増(2.0%増)の337,722千円となりました。

当連結会計年度の報告セグメントごとの状況は、以下のとおりであります。

## 1. コミュニケーション事業

顧客満足度(CS)調査事業における当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比べ14.0%増加しました。ランキングの品質改善へ積極的に取り組んだことが奏功し、商標利用料の収入は前連結会計年度と比べて22.2%増加しており、堅調な推移を続けました。

バナー・タイアップ型のWEB広告販売は、バナー型広告が運用効率の向上で収入を約1.4倍に伸ばし、ニュース記事提供による収入を含めた売上高は、前連結会計年度と比べ18.8%増加と好調に推移しました。

以上の結果、コミュニケーション事業全体の当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比248,783千円増(16.3%増)の1,770,853千円、セグメント利益は前連結会計年度比231,393千円増(40.1%増)の808,699千円となりました。

## 2. モバイル事業

フィーチャーフォン向け事業(着うたフル、着うた、着メロ及び情報系)は、市場全体の縮小による影響を受け、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比189,269千円減(21.0%減)となりました。一方、スマートフォン向け事業は、売上高は29,597千円減(7.3%減)となりましたが、利益ベースでは前連結会計年度と比べて上回りました。

以上の結果、モバイル事業全体の当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比218,867千円減(16.7%減)の1,088,668千円、セグメント利益は前連結会計年度比89,309千円減(13.8%減)の557,681千円となりました。

## 3. 雑誌事業

雑誌事業については、エンタテインメント業界向けビジネスマガジン「コンフィデンス」を発行していますが、出版市場環境の悪化及び前期末での「オリ★スタ」休刊にともなう影響により、広告、購読の売上がともに前連結会計年度と比べて減少しました。

以上の結果、雑誌事業全体の当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比448,508千円減(60.5%減)の293,047千円、一方、セグメント利益は前連結会計年度比51,306千円増(215.2%増)の75,153千円となりました。

## 4. データサービス事業

データサービス事業については、音楽データベース提供サービス(放送局向け及びEコマースサイト向け)と、音楽ソフト・映像ソフト・書籍のマーケティングデータを提供するオンラインサービス「ORICON BiZ online」とで構成されています。

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比9,297千円増(1.5%増)の614,584千円、セグメント利益は前連結会計年度比5,920千円減(2.6%減)の224,268千円となりました。

## 5. その他

ソーシャルゲーム事業は、シェアモデル業務形態により継続的な収入を得ており、当連結会計年度の利益は14,549千円となりました。

エネルギー事業においては、前連結会計年度に太陽光発電設備を全て売却した影響により、売上高が92,065千円の減少となりました。また、東京工業大学との共同研究による「マイクロ波を用いた金属製錬」の技術開発研究においては、研究成果をとりまとめた論文の発表、特許申請などの取り組みを継続して行いました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、76,646千円であります。主な内容は、サーバー設備及びPC等の備品購入にかかるもの15,712千円、サイト開発等に係わるソフトウェア開発にかかるもの61,114千円となっております。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### ④ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第15期<br>(平成26年3月期) | 第16期<br>(平成27年3月期) | 第17期<br>(平成28年3月期) | 第18期<br>(当連結会計年度<br>(平成29年3月期)) |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)                 | 5,032,946          | 4,510,281          | 4,301,656          | 3,781,997                       |
| 経常利益(千円)                | 632,453            | 440,223            | 347,039            | 578,592                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(千円) | 204,736            | 231,027            | 331,121            | 337,722                         |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 13.93              | 15.78              | 22.62              | 23.69                           |
| 総資産(千円)                 | 4,140,880          | 5,059,725          | 4,002,881          | 3,116,182                       |
| 純資産(千円)                 | 2,051,128          | 2,165,512          | 1,852,575          | 1,952,439                       |
| 1株当たり純資産額(円)            | 140.93             | 148.74             | 127.33             | 139.28                          |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金(千円) | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                    |
|---------------|---------|----------|--------------------------------------------|
| オリコン・リサーチ(株)  | 30,000  | 100%     | 音楽・映像等のデータベースの提供及びランキング情報の提供               |
| (株)oricon ME  | 80,000  | 100%     | 携帯電話向けコンテンツ配信サービスの提供、WEBサイトの広告販売及び雑誌・書籍の出版 |
| オリコン・エナジー(株)  | 30,000  | 100%     | エネルギー関連事業                                  |
| オリコンNews(株)   | 20,000  | 100%     | ニュース配信サービスの提供                              |
| オリコンDサイエンス(株) | 30,000  | 100%     | データ分析結果を活用した各種サービスの提供                      |

## ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

| 名称           | 特定完全子会社の住所       | 当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額(千円) |
|--------------|------------------|--------------------------------|
| オリコン・リサーチ(株) | 東京都港区六本木六丁目8番10号 | 229,609                        |
| (株)oricon ME | 東京都港区六本木六丁目8番10号 | 1,762,705                      |

(注) 当事業年度末日における当社の総資産額は、4,663,459千円であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下のとおりであります。

##### ① ニュース配信におけるパートナーシップの実現

中立公正な編集方針に基づいて当社グループから発信するニュース記事及び動画コンテンツは、のべ100媒体を超える国内主要メディアに配信され、信頼できる情報として幅広いステークホルダーから高い評価を得ております。当社グループはこのパートナーシップをさらに推進し、ニュース配信ネットワークの拡大に取り組んでまいります。

##### ② WEBメディア検索表示順位の上昇

当社グループの主力である顧客満足度(CS)調査事業ならびにWEBサイトバナー・タイアップ型広告において、今後も継続的に収益を伸ばしていくには、当社メディアの検索表示順位を上昇させることが重要な共通課題であると認識しております。こうした事業環境を踏まえ、当社グループは下記戦略に沿った運営メディアの強化に注力いたします。

- ・ Deep Learningを活用した詳細な検索ニーズの把握
- ・ 提供コンテンツの充実によるオーガニック流入増大
- ・ ユーザーインターフェイス×ユーザーエクスペリエンス改善による満足度・再訪率の向上

#### (5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社、連結子会社5社によって構成されております。

事業区分といたしましては、①顧客満足度(CS)調査事業、WEBサイトの広告販売及びニュースの提供等を行う「コミュニケーション事業」、②携帯電話向けコンテンツ配信サービスの提供及び携帯電話向けサイトの制作受託等を行う「モバイル事業」、③雑誌及び雑誌広告の販売等を行う「雑誌事業」、④音楽・映像・書籍のマーケティングデータ及びランキング情報の提供等を行う「データサービス事業」を展開しております。

## (6) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

|               |          |
|---------------|----------|
| 当 社           | 本社 東京都港区 |
| （子会社）         |          |
| オリコン・リサーチ(株)  | 本社 東京都港区 |
| (株)oricon ME  | 本社 東京都港区 |
| オリコン・エナジー(株)  | 本社 東京都港区 |
| オリコンNewS(株)   | 本社 東京都港区 |
| オリコンDサイエンス(株) | 本社 東京都港区 |

## (7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 使 用 人 数   | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
| 190 (9) 名 | △10(△10)名             |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

## ② 当社の使用人の状況

|          |           |         |             |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
| 32 (－) 名 | 3 (－) 名   | 42.7歳   | 10.5年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 借 入 先                 | 借 入 額     |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 150,000千円 |
| (株) み ず ほ 銀 行         | 145,000   |
| (株) 三 井 住 友 銀 行       | 130,000   |
| (株) 伊 予 銀 行           | 45,000    |
| (株) り そ な 銀 行         | 35,000    |
| (株) 東 京 都 民 銀 行       | 35,000    |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 62,845,200株
- ② 発行済株式の総数 14,102,900株 (自己株式1,020,300株を除く)
- ③ 株主数 12,178名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------|------------|---------|
| (有)リトルポンド            | 4,635,300株 | 32.86%  |
| (株)ローソン              | 313,000    | 2.21    |
| 小池 秀効                | 299,000    | 2.12    |
| 小池 尚子                | 296,600    | 2.10    |
| 日本証券金融(株)            | 294,200    | 2.08    |
| (株)ディーエイチシー          | 252,000    | 1.78    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) | 228,000    | 1.61    |
| 楽天証券(株)              | 164,500    | 1.16    |
| 小池 結実                | 145,400    | 1.03    |
| 小池 恒                 | 116,500    | 0.82    |

- (注) 1. 当社は、自己株式1,020,300株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式 (1,020,300株) を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

#### 自己株式の取得

平成28年5月17日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- 取得した株式の種類及び数 普通株式 538,100株
- 取得価額の総額 120,015千円
- 取得した期間 平成28年5月18日から平成28年11月30日



## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成27年5月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

2,412個

- ・新株予約権の目的となる株式の数

241,200株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 100円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 31,300円（1株当たり313円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から、上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月1日から平成32年5月28日まで

・新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、平成28年3月期から平成30年3月期までのいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)から(c)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 営業利益が600百万円を超過した場合  
行使可能割合：50%まで
  - (b) 営業利益が700百万円を超過した場合  
行使可能割合：75%まで
  - (c) 営業利益が800百万円を超過した場合  
行使可能割合：100%まで
- 2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 2,322個  | 232,200株  | 2人   |
| 社外取締役         | —       | —         | —    |
| 監査役           | 10      | 1,000     | 1    |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (平成29年3月31日現在)

| 会社における地位          | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                     |
|-------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼<br>C E O | 小 池 恒   | (株)oricon ME代表取締役社長<br>オリコン・エナジー(株)取締役<br>オリコンDサイエンス(株)代表取締役社長                                                                              |
| 取 締 役 副 社 長       | 高 橋 茂   | オリコンNewS(株)代表取締役社長<br>オリコンDサイエンス(株)取締役<br>(株)oricon ME取締役                                                                                   |
| 取 締 役 副 社 長       | 垂 石 克 哉 | オリコン・リサーチ(株)取締役<br>(株)oricon ME取締役<br>オリコンNewS(株)取締役                                                                                        |
| 取 締 役             | 前 田 雅 彦 | 社長室長<br>オリコンDサイエンス(株)取締役<br>オリコン・エナジー(株)取締役                                                                                                 |
| 取 締 役             | 水 野 誠 一 | (株)インスティテュート・オブ・マーケティング・<br>アーキテクチャ代表取締役<br>(株)リプロジェクト・パートナーズ代表取締役CEO<br>(株)バルス社外取締役<br>エクスコムグローバル(株)社外取締役<br>(株)UNI取締役会長<br>(株)アンビション取締役会長 |
| 取 締 役             | 東 狐 義 明 | (株)ティーエムエス代表取締役<br>(株)ワイルドオレンジャーティスツ取締役                                                                                                     |
| 常 勤 監 査 役         | 八 幡 直 之 | オリコン・リサーチ(株)監査役<br>(株)oricon ME監査役<br>オリコンNewS(株)監査役<br>オリコンDサイエンス(株)監査役<br>オリコン・エナジー(株)監査役                                                 |
| 監 査 役             | 西 島 聡   | (株)AGSコンサルティング取締役<br>(株)アクセルエンターメディア社外監査役<br>セント・プラス少額短期保険(株)社外取締役                                                                          |
| 監 査 役             | 石 島 徹   | (株)ゴンゾ社外監査役                                                                                                                                 |

- (注) 1. 取締役水野誠一氏及び取締役東狐義明氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役西島聡氏及び監査役石島徹氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役水野誠一氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 4. 取締役東狐義明氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 5. 監査役西島聡氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 6. 監査役石島徹氏が兼職している他の法人等と当社の間には重要な関係はありません。  
 7. 監査役西島聡氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 8. 監査役石島徹氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 9. 当社は、取締役水野誠一氏、監査役西島聡氏及び監査役石島徹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日       | 退 任 事 由 | 退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------|-------------|---------|---------------------------------------|
| 石 坂 敬 一 | 平成28年12月31日 | 逝 去     | 社外取締役                                 |

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                     | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|-------------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役)      | 8名<br>(3) | 98,301千円<br>(10,761) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役)      | 4<br>(3)  | 8,880<br>(3,480)     |
| 合 計<br>(うち社外取締役及び社外監査役) | 12<br>(6) | 107,181<br>(14,241)  |

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名(うち社外監査役1名)及び平成28年12月31日に退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月24日開催の株主総会において年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成11年10月1日開催の株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況等

他の法人等の重要な兼職の状況等につきましては、11頁に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|               | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                        |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 水 野 誠 一 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経営者としての経験から発言を行っております。                                |
| 取 締 役 石 坂 敬 一 | 当事業年度において、平成28年12月31日に逝去により退任するまでに開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。必要に応じ、主に経営者としての経験から発言を行っております。   |
| 取 締 役 東 狐 義 明 | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に経営者としての経験から発言を行っております。                                   |
| 監 査 役 西 島 聡   | 当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に会計・税務の専門家としての経験から発言を行っております。              |
| 監 査 役 石 島 徹   | 平成28年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席し、必要に応じ、主に財務・会計の専門家としての経験から発言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 海南監査法人
- ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 22,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、事業活動を行う上でコンプライアンスが最重要課題であると認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすために、「オリコングループ行動規範」を定め、同規範並びにそれに基づくCSRマネジメントシステム基本規程、コンプライアンス規程等の各規程を当社グループの全役職員に周知徹底させる。
- 2) そのため、CSR担当役員を置き、CSR担当役員を委員長としたCSR委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。CSR委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- 3) これらの活動は、定期的に取り締り役会及び監査役会に報告されるものとする。
- 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書（電磁的記録を含む）の作成、保存及び廃棄について定めた文書管理規程に基づいて適切になされるものとする。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) CSR委員会は、当社グループの横断的リスク状況の監視並びに全グループ的対応を行うためにリスクマネジメント基本規程を策定する。
- 2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。CSR委員会は、定期的にリスク管理の状況を各事業部門の長から報告させ、取締役会に報告する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、グループ会社ごとの業績目標を明確化し、取締役、社員が全社的な目標を共有する。
- 2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期初に、事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- 3) 月次の業績は、迅速に管理会計としてデータ化し、各事業部門で予実分析を行った上で、担当取締役及び取締役会に報告する。
- 4) 3) の議論を踏まえ、各グループ会社を担当する取締役は、その事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。

##### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社及び当社グループ各社に、それぞれの責任を負う取締役が任命されており、法令遵守体制、リスク管理体制を運営・維持する権限と責任が与えられており、CSR委員会は、これらを横断的に推進し管理をする。

- 2) CSR委員会は、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われることを促進する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- 2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。
- ⑧ 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れのあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- 2) 当社及び当社グループ各社を担当する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する会社のリスク管理体制について報告するものとする。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
役職員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者は、内部通報に関するグループ規程に定められた扱いに準じて保護されるものとする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理する。
- ⑪ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、代表取締役、監査法人それぞれと定期的及び必要に応じて意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 職務遂行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は12回開催し、各議案についての審議、業務遂行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、グループ経営戦略会議を毎週1回開催し、中期経営計画及び各年度の予算の執行状況を評価しました。

監査役会は12回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査いたしました。

監査役は取締役会への出席、取締役等からの説明の聴取を通じて、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

### ② 業務の適正の確保及びコンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループでは、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「オリコグループ行動規範」に基づき、CSR委員会を2回開催し、コンプライアンス上の課題や改善策の検討を行いました。コンプライアンスに関する教育・啓蒙については、CSR委員会が行う研修等を通じて、法令・規則等の遵守に努めました。

### ③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社及び子会社の内部統制システムの全般的な状況は、当社の内部統制部が中心となり、重要な不備が存在していないか常時モニタリングすることにより点検し、適切な運用が行えるよう取り組んでおります。

また、内部統制部が中心となって金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。



#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

##### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、中立公平性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

##### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様にご長期的に継続して当社に投資していただくため、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。なお、この取組みは当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されております。

## 1) 当社の企業価値の源泉

昭和42年、「ヒットという目に見えないものを可視化する」ことを経営理念として(株)オリジナルコンフィデンス(平成13年に当社が連結子会社化。現、(株)oricon ME)が設立されました。同社は、音楽のヒットを正確に伝えるため、全国のレコード店との協力体制を構築し、「何が何枚売れたか」という販売データを収集・集計することによって、昭和43年よりランキング情報の提供を開始しました。それ以来、「オリコンランキング」は、販売データに基づく正確な情報として約50年にわたり、当社のメディア、並びに国内の多くのマスコミを通して消費者に提供され、国内における「音楽ヒットの象徴」として高い知名度と信頼を得ております。

このように長年にわたって中立公平な立場で「オリコンランキング」という正確な情報を提供し続けたことにより、「信頼感」、「最新」、「安心できる」、「メジャーである」といった非常に高い価値観が刻み込まれたブランドとして、「オリコン」ブランドが培われてきました。当社が展開する各事業は、この「オリコン」ブランドが持つ際立った価値観によって成立しております。

当社は、調査協力店の拡充を継続的に行い、現在ではレコード店(メディアストア)以外にも、家電量販店、ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルよりデータを収集しております。調査協力店の中には、当社にのみ販売データを提供していただいているところが少なくなく、これほどの調査協力店網を有している企業は他にありません。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化して増幅し、販売促進に繋がること等が、販売店側の理解を生み、データ提供に結び付けております。

また、当社は、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられるということが数多くあります。さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo!JAPAN」等のポータルサイトやニュースアプリ、SNSの他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュースを配信しており、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社の発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

以上のとおり、当社は、世界でも類を見ない「情報のバリューチェーン」を有しております。この「情報のバリューチェーン」と「オリコン」ブランドこそが、当社の企業価値の源泉であり、当社の持続的な強みを創出しております。そして、「オリコン」ブランドを維持・向上させ、「情報のバリューチェーン」を進展させていくために、当社は、常に、第三者的に中立公平な立場で信頼性の高い情報を発信し続けなければなりません。

## 2) 企業価値の向上に資する取組み

当社は、「オリコン」ブランドを活用し、音楽分野のみならず、様々な産業分野において中立公平なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を可視化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

### (a) サービスの品質の可視化に向けた取組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、平成15年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、「サービスという目に見えないものの良し悪しを可視化する」ことに社会的ニーズがあると捉え、平成18年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE（現、ORICON NEWS）」で発表しました。現在では日本の全産業種を網羅する幅広いサービス産業の分野に向けて調査事業を展開しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン日本顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が中立公平な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、対象とするジャンルを拡充させていくとともに、「オリコン日本顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

### (b) インターネット社会の進展に即した取組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、年々、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくるものと想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるものみに「有料」が適用されるという状況になってきております。当社は、今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、中立公平で信頼性の高い情報を発信している当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々

なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスへユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売や個別課金等の収益の拡大並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

(c) ビッグデータを活用した取組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、機械学習と言われる高度なデータ解析技術をコンピューターで行うことで、精度の高い分析・予測が可能となっております。

当社においても、長年にわたってエンタテインメント分野及び顧客満足度（CS）調査事業、ビッグデータ解析など様々な情報を集計し、分析するノウハウを培ってまいりました。また、アドテクノロジーの技術も積極的に取入れ、効果的なインターネット広告配信や、より精緻な調査データの提供など、ビッグデータの活用を通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

### 3) コーポレートガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレートガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役6名中2名を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。さらに、当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の社長室が、年間監査計画書を作成した上で、業務監査を実施し、監査役会に対して定期的に報告しております。また、内部統制につきましては、平成19年10月に内部統制室（現、内部統制部）を設置し、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンスを継続的に徹底させる体制の整備、強化を図っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社では、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続きに従うことを要請するとともに、かかる手続きに従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続きに従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を動することがあります。

「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.oricon.jp>）の平成29年5月10日付プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」及び「株主総会参考書類」第2号議案の別紙をご参照ください。

### (4) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、以下の理由により、基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

#### (a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入にかかる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

#### (b) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものです。

#### (c) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成23年5月9日開催の取締役会において本プランの導入を決議いたしました。平成23年6月29日開催の第12回定時株主総会並びに平成26年6月25日開催の第15回定時株主総会において本プランの継続にかかる議案をお諮りし、株主の皆様のご承認を得て効力が生じております。

なお、本プランの有効期間は平成29年3月期に関する定時株主総会終結の時までとなっておりますが、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しました。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、取締役の交替を一度に行うことができないことから、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、可能な限り安定した配当を継続して実施すること、また、将来の事業展開と経営の急激な変化に備えるための経営基盤の強化に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。

当事業年度におきましては、今後の資金需要と内部留保等を総合的に判断した結果、普通配当8円に平成28年11月に創業50周年を迎えたことから記念配当2円を上乗せして、1株につき10円の配当を行うことといたしました。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>2,192,352</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>833,742</b>   |
| 現金及び預金                 | 1,285,453        | 支払手形及び買掛金              | 25,063           |
| 受取手形及び売掛金              | 622,270          | 短期借入金                  | 150,000          |
| たな卸資産                  | 11,268           | 1年内返済予定の長期借入金          | 180,000          |
| 繰延税金資産                 | 71,982           | 1年内償還予定の社債             | 80,000           |
| その他                    | 204,248          | リース債務                  | 1,952            |
| 貸倒引当金                  | △2,870           | 未払金                    | 108,825          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>920,770</b>   | 未払法人税等                 | 67,111           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>101,431</b>   | その他                    | 220,789          |
| 建物及び構築物                | 71,150           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>330,000</b>   |
| 工具、器具及び備品              | 385,499          | 社債                     | 120,000          |
| 土地                     | 1,973            | 長期借入金                  | 210,000          |
| リース資産                  | 9,907            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,163,742</b> |
| 減価償却累計額                | △367,099         | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>255,782</b>   | <b>株 主 資 本</b>         | <b>1,964,196</b> |
| ソフトウェア                 | 202,902          | 資本金                    | 1,092,450        |
| のれん                    | 9,620            | 利益剰余金                  | 1,149,813        |
| その他                    | 43,258           | 自己株式                   | △278,066         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>563,556</b>   | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>△11,756</b>   |
| 投資有価証券                 | 88,072           | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>1,952,439</b> |
| 繰延税金資産                 | 58,133           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,116,182</b> |
| 保険積立金                  | 233,001          |                        |                  |
| その他                    | 194,541          |                        |                  |
| 投資損失引当金                | △4,900           |                        |                  |
| 貸倒引当金                  | △5,292           |                        |                  |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>3,059</b>     |                        |                  |
| 社債発行費                  | 3,059            |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>3,116,182</b> |                        |                  |



# 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 3,781,997 |
| 売上原価            |         | 1,652,453 |
| 売上総利益           |         | 2,129,544 |
| 返品調整引当金戻入額      |         | 6,249     |
| 差引売上総利益         |         | 2,135,793 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,519,762 |
| 営業利益            |         | 616,031   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 240     |           |
| 受取配当金           | 342     |           |
| 補助金収入           | 5,764   |           |
| その他の            | 3,055   | 9,402     |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 10,012  |           |
| 支払手数料           | 5,529   |           |
| 株式関連            | 19,298  |           |
| その他             | 12,000  | 46,841    |
| 経常利益            |         | 578,592   |
| 特別利益            |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 2,017   |           |
| 新株予約権戻入益        | 26      | 2,043     |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 26,980  |           |
| 減損損失            | 32,633  | 59,614    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 521,021   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 166,504 |           |
| 法人税等調整額         | 16,794  | 183,298   |
| 当期純利益           |         | 337,722   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 337,722   |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |           |          |             |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                               | 資 本 金     | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成28年4月1日 残高                  | 1,092,450 | 929,237   | △158,051 | 1,863,636   |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |           |          |             |
| 剰余金の配当                        |           | △117,147  |          | △117,147    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |           | 337,722   |          | 337,722     |
| 自己株式の取得                       |           |           | △120,015 | △120,015    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |           |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | 220,575   | △120,015 | 100,560     |
| 平成29年3月31日 残高                 | 1,092,450 | 1,149,813 | △278,066 | 1,964,196   |

|                               | その他の包括利益累計額      |                   | 新株予約権   | 純資産合計     |
|-------------------------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |           |
| 平成28年4月1日 残高                  | 670              | 670               | △11,730 | 1,852,575 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |                   |         |           |
| 剰余金の配当                        |                  |                   |         | △117,147  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |                   |         | 337,722   |
| 自己株式の取得                       |                  |                   |         | △120,015  |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △670             | △670              | △26     | △696      |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △670             | △670              | △26     | 99,864    |
| 平成29年3月31日 残高                 | -                | -                 | △11,756 | 1,952,439 |

## 連結注記表

## 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

## (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- |              |                                                                              |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ・連結子会社の数     | 5社                                                                           |
| ・主要な連結子会社の名称 | オリコン・リサーチ(株)<br>(株)oricon ME<br>オリコン・エナジー(株)<br>オリコンNewS(株)<br>オリコンDサイエンス(株) |

## (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
 

|               |                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・当該会社等の名称     | 起業投資事業有限責任組合1号                                                                                    |
| ・関連会社としなかった理由 | 起業投資事業有限責任組合1号については、当社が出資持分割合の100分の20を所有していますが、当社は同組合の財務及び事業の方針の決定に対して影響力を有していないため、関連会社に該当いたしません。 |

## (3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 

|              |                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）                                                                                         |
| ロ. その他有価証券   |                                                                                                    |
| ・時価のあるもの     | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                                              |
| ・時価のないもの     | 移動平均法による原価法<br>ただし、投資事業有限責任組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。 |
| ハ. デリバティブ    | 時価法                                                                                                |
- ニ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 

|      |                                         |
|------|-----------------------------------------|
| ・商品  | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）   |

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産 定率法  
 (リース資産を除く) ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
- ロ. 無形固定資産  
 (リース資産を除く)  
 ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 繰延資産の処理方法  
 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。
- ④ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 返品調整引当金 雑誌の返品による損失に備えるため、雑誌の出版事業に係る売掛金残高に一定期間の返品率を乗じた額を計上しております。
- ハ. 投資損失引当金 関係会社等に対する投資の損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められた額を計上しております。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ  
 ヘッジ対象…借入金
- ハ. ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ のれんの償却方法及び償却期間  
 のれんの償却については、連結子会社の実態に基づいた適切な償却方法及び期間で償却しております。
- ⑦ 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ⑧ 連結納税制度の適用  
 連結納税制度を適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

### 5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途                | 場 所   | 種 類       | 金 額<br>(千円) |
|--------------------|-------|-----------|-------------|
| オリコン(株)のソフトウェア開発事業 | 東京都港区 | ソフトウェア仮勘定 | 32,633      |
| 合 計                |       |           | 32,633      |

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

オリコン(株)にて展開しているソフトウェア開発事業につきまして、事業化を断念したため、固定資産の帳簿価額全額を回収不能として、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度の<br>期首の株式数 | 当連結会計年度の<br>増加株式数 | 当連結会計年度の<br>減少株式数 | 当連結会計年度の<br>期末の株式数 |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 普通株式  | 15,123,200株        | 一株                | 一株                | 15,123,200株        |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度の<br>期首の株式数 | 当連結会計年度の<br>増加株式数 | 当連結会計年度の<br>減少株式数 | 当連結会計年度の<br>期末の株式数 |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 普通株式  | 482,200株           | 538,100株          | 一株                | 1,020,300株         |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加538,100株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年5月9日<br>取締役会 | 普通株式  | 117,112        | 8               | 平成28年3月31日 | 平成28年6月29日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年5月10日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 141,029        | 10              | 平成29年3月31日 | 平成29年6月28日 |

(注) 1株当たり配当額には、記念配当2円が含まれております。

### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 449,200株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組み方針

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主な取引先の信用調査、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

貸付金及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業への債権及び株式であり、定期的に財務状況等を把握することで、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが二ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部については、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

| 区 分              | 連結貸借対照表計上額 | 時 価       | 差 額  |
|------------------|------------|-----------|------|
| (1)現金及び預金        | 1,285,453  | 1,285,453 | －    |
| (2)受取手形及び売掛金     | 622,270    | 622,270   | －    |
| 資産計              | 1,907,723  | 1,907,723 | －    |
| (1)支払手形及び買掛金     | 25,063     | 25,063    | －    |
| (2)短期借入金         | 150,000    | 150,000   | －    |
| (3)1年内返済予定の長期借入金 | 180,000    | 180,280   | 280  |
| (4)1年内償還予定の社債    | 80,000     | 80,415    | 415  |
| (5)未払金           | 108,825    | 108,825   | －    |
| (6)未払法人税等        | 67,111     | 67,111    | －    |
| (7)社債            | 120,000    | 119,763   | △236 |
| (8)長期借入金         | 210,000    | 209,441   | △558 |
| 負債計              | 941,000    | 940,901   | △99  |
| デリバティブ取引         | －          | －         | －    |

### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

#### (1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。



**負債**

(1)支払手形及び買掛金、(5)未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(8)長期借入金

短期借入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)1年内償還予定の社債、(7)社債

これらの時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

**デリバティブ取引**

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

**(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品**

(単位：千円)

| 区 分      | 連結貸借対照表計上額 |
|----------|------------|
| 非上場株式    | 35,810     |
| 投資事業組合出資 | 52,262     |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

**8. 1 株当たり情報に関する注記**

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 139円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円69銭  |

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,147,397</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,863,036</b> |
| 現金及び預金                 | 769,514          | 短期借入金                  | 150,000          |
| 前払費用                   | 25,140           | 関係会社短期借入金              | 1,403,418        |
| 繰延税金資産                 | 12,119           | 1年内返済予定の長期借入金          | 140,000          |
| 未収入金                   | 340,554          | 1年内償還予定の社債             | 40,000           |
| その他                    | 67               | リース債務                  | 1,952            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>3,515,391</b> | 未払金                    | 45,440           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>89,056</b>    | 未払費用                   | 24,076           |
| 建物                     | 62,228           | 未払法人税等                 | 42,325           |
| 工具、器具及び備品              | 298,538          | その他                    | 15,822           |
| 土地                     | 1,973            | <b>固 定 負 債</b>         | <b>413,911</b>   |
| リース資産                  | 9,907            | 長期借入金                  | 180,000          |
| 減価償却累計額                | △283,591         | 繰延税金負債                 | 233,911          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>89,285</b>    | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,276,948</b> |
| ソフトウェア                 | 88,061           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| 電話加入権                  | 1,224            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,386,061</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>3,337,050</b> | 資本金                    | 1,092,450        |
| 投資有価証券                 | 95,298           | 資本剰余金                  | 14,332           |
| 関係会社株式                 | 2,923,228        | 資本準備金                  | 14,332           |
| 敷金保証金                  | 137,685          | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>1,557,345</b> |
| 保険積立金                  | 162,093          | 利益準備金                  | 71,542           |
| その他                    | 18,743           | その他利益剰余金               | 1,485,803        |
| <b>繰 延 資 産</b>         | <b>669</b>       | 繰越利益剰余金                | 1,485,803        |
| 社債発行費                  | 669              | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△278,066</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,663,459</b> | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>449</b>       |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,386,510</b> |
|                        |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,663,459</b> |

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 営 業 収 益                 |        | 987,534 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 704,295 |
| 営 業 利 益                 |        | 283,238 |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 118    |         |
| 受 取 配 当 金               | 60     |         |
| そ の 他                   | 2,349  | 2,528   |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 7,235  |         |
| 社 債 利 息                 | 712    |         |
| 株 式 関 連 費               | 19,178 |         |
| 支 払 手 数 料               | 5,529  |         |
| そ の 他                   | 1,383  | 34,039  |
| 経 常 利 益                 |        | 251,727 |
| 特 別 利 益                 |        |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 2,017  |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 26     | 2,043   |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 8      |         |
| 減 損 損 失                 | 32,633 | 32,642  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 221,128 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 15,501 |         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △5,693 | 9,808   |
| 当 期 純 利 益               |        | 211,319 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |               |           |                 |               |          |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------------|---------------|----------|-------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |               | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |           | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 計 合 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 剰 余 金 計 合 | 利 益 剰 余 金 計 合 |          |             |
| 平成28年4月1日 残高                | 1,092,450 | 14,332    | 14,332        | 59,827    | 1,403,345       | 1,463,173     | △158,051 | 2,411,904   |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |               |           |                 |               |          |             |
| 剰余金の配当                      |           |           |               |           | △117,147        | △117,147      |          | △117,147    |
| 利益準備金の積立                    |           |           |               | 11,714    | △11,714         | -             |          | -           |
| 当期純利益                       |           |           |               |           | 211,319         | 211,319       |          | 211,319     |
| 自己株式の取得                     |           |           |               |           |                 |               | △120,015 | △120,015    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |               |           |                 |               |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -         | -             | 11,714    | 82,457          | 94,172        | △120,015 | △25,842     |
| 平成29年3月31日 残高               | 1,092,450 | 14,332    | 14,332        | 71,542    | 1,485,803       | 1,557,345     | △278,066 | 2,386,061   |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------------|---------------------|-----------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |           |           |
| 平成28年4月1日 残高                | 670                   | 670                 | 475       | 2,413,049 |
| 事業年度中の変動額                   |                       |                     |           |           |
| 剰余金の配当                      |                       |                     |           | △117,147  |
| 利益準備金の積立                    |                       |                     |           | -         |
| 当期純利益                       |                       |                     |           | 211,319   |
| 自己株式の取得                     |                       |                     |           | △120,015  |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | △670                  | △670                | △26       | △696      |
| 事業年度中の変動額合計                 | △670                  | △670                | △26       | △26,538   |
| 平成29年3月31日 残高               | -                     | -                   | 449       | 2,386,510 |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                 |                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）                                                                          |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                                                         |
| ③ その他有価証券       |                                                                                     |
| ・ 時価のあるもの       | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）                               |
| ・ 時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                                                         |
|                 | ただし、投資事業有限責任組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。 |
| ④ デリバティブ        | 時価法                                                                                 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 定率法<br>ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。                       |
| ③ リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。        |

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

- |                |                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法     | 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象  | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金                                     |
| ③ ヘッジ方針        | 借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で行っております。                                  |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価を省略しております。                        |

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

#### (7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務(区分掲記されたものを除く)

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 281,261千円 |
| 短期金銭債務 | 19,818千円  |

#### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 営業収益       | 987,534千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,435千円   |

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用 途        | 場 所   | 種 類       | 金 額<br>(千円) |
|------------|-------|-----------|-------------|
| ソフトウェア開発事業 | 東京都港区 | ソフトウェア仮勘定 | 32,633      |
| 合 計        |       |           | 32,633      |

当社は、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

ソフトウェア開発事業につきまして、事業化を断念したため、固定資産の帳簿価額全額を回収不能として、減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値によって測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 482,200株    | 538,100株   | 一株         | 1,020,300株 |

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加538,100株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

## 8. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|             |            |
|-------------|------------|
| 繰延税金資産      |            |
| 税務上の繰越欠損金   | 18,845千円   |
| 未払賞与否認額     | 4,005千円    |
| 投資有価証券評価損   | 5,343千円    |
| 関係会社株式評価損   | 379,053千円  |
| 減損損失        | 15,427千円   |
| その他         | 794千円      |
| 繰延税金資産小計    | 423,469千円  |
| 評価性引当額      | △384,396千円 |
| 繰延税金資産合計    | 39,072千円   |
| 繰延税金負債      |            |
| 子会社株式譲渡益繰延  | △253,610千円 |
| 投資有価証券譲渡益繰延 | △7,255千円   |
| 繰延税金負債合計    | △260,865千円 |
| 繰延税金負債の純額   | △221,792千円 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

9. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称         | 資 本 金<br>(千円) | 事 業 区 分        | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割 合 (%) | 関 係 内 容 |        | 取引の内容                                                                                                                 | 取 引 金 額<br>(千円)                                          | 科 目                                           | 期 末 残 高<br>(千円)                                   |
|-----|----------------|---------------|----------------|----------------------------------------|---------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|     |                |               |                |                                        | 役員の兼任等  | 事業上の関係 |                                                                                                                       |                                                          |                                               |                                                   |
| 子会社 | オリコン・リサーチ(株)   | 30,000        | データサービス        | 100                                    | 2名      | 役務の提供  | 資金の借入<br>77,228<br>役務の提供<br>192,083<br>経費の立替<br>230,505<br>連結法人税の個別帰属額<br>33,633                                      | 77,228<br>192,083<br>230,505<br>33,633                   | 関係会社短期借入金<br>未収入金<br>未収入金<br>未収入金             | 419,881<br>16,540<br>19,379<br>33,633             |
| 子会社 | (株)oricon ME   | 80,000        | コミュニケーション事業、雑誌 | 100                                    | 4名      | 役務の提供  | 資金の返済<br>71,745<br>役務の提供<br>603,933<br>経費の立替<br>688,116<br>連結法人税の個別帰属額<br>74,831<br>経費の立替<br>346<br>配当金の受取<br>209,300 | 71,745<br>603,933<br>688,116<br>74,831<br>346<br>209,300 | 関係会社短期借入金<br>未収入金<br>未収入金<br>未収入金<br>未払金<br>- | 753,536<br>53,018<br>57,629<br>74,831<br>297<br>- |
| 子会社 | オリコン・エナジー(株)   | 30,000        | その他            | 100                                    | 3名      | 資金の借入  | 資金の借入<br>150,000<br>経費の立替<br>7,855<br>経費の立替<br>1,430<br>連結法人税の個別帰属額<br>15,923                                         | 150,000<br>7,855<br>1,430<br>15,923                      | 関係会社短期借入金<br>未収入金<br>-<br>未払金                 | 150,000<br>432<br>-<br>15,923                     |
| 子会社 | オリコン NewsS(株)  | 20,000        | コミュニケーション事業    | 100                                    | 3名      | 役務の提供  | 資金の借入<br>20,000<br>役務の提供<br>5,383<br>経費の立替<br>90,521<br>連結法人税の個別帰属額<br>16,581                                         | 20,000<br>5,383<br>90,521<br>16,581                      | 関係会社短期借入金<br>未収入金<br>未収入金<br>未収入金             | 80,000<br>483<br>7,346<br>16,581                  |
| 子会社 | オリコン Dサイエンス(株) | 30,000        | その他            | 100                                    | 4名      | 役務の受入  | 役務の提供<br>833<br>経費の立替<br>25,236<br>役務の受入<br>24,000<br>連結法人税の個別帰属額<br>1,436                                            | 833<br>25,236<br>24,000<br>1,436                         | 未収入金<br>未収入金<br>未払金<br>未払金                    | 75<br>1,309<br>2,160<br>1,436                     |



取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めております。  
2. 資金の貸付については、長期の市場金利に基づき、借入については短期の運用金利に基づき利率を決定しております。  
3. 役務の提供の内容は、主に管理業務の代行であります。  
4. 関係会社短期借入金は、キャッシュ・マネジメント・システムの導入により、グループ内の資金を効率的に運用しているものであります。  
5. 経費の立替は、主に人件費、家賃等の支払を親会社が立替したものであります。  
6. 連結法人税の個別帰属額は、連結法人の連結所得に対する法人税の負担額であります。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 169円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円82銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

オリコン株式会社  
取締役会 御中

### 海南監査法人

|             |       |         |   |
|-------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 古 川 雅 一 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 高 島 雅 之 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリコン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オリコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

オリコン株式会社  
取締役会 御中

海南監査法人

|             |       |         |   |
|-------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 古 川 雅 一 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 高 島 雅 之 | Ⓜ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリコン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

オリコン株式会社 監査役会

|       |     |   |   |
|-------|-----|---|---|
| 常勤監査役 | 八幡直 | 之 | 印 |
| 社外監査役 | 西島  | 聡 | 印 |
| 社外監査役 | 石島  | 徹 | 印 |

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                      | 氏 名<br>(生年月日)          | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                              | 小 池 恒<br>(昭和40年6月28日生) | 平成2年4月 (株)オリジナルコンフィデンス (現(株)oricon ME) 入社<br>平成6年7月 同社取締役<br>平成8年8月 同社取締役副社長<br>平成11年10月 当社設立 当社代表取締役社長<br>平成13年10月 (株)オリコン (現(株)oricon ME) 代表取締役会長<br>平成14年6月 当社代表取締役社長兼CEO (現任)<br>平成15年8月 オリコン・メディカル(株) (現(株)oricon ME) 代表取締役社長<br>平成16年10月 オリコン・デジタル・ディストリビューション(株) (現(株)oricon ME) 代表取締役社長<br>平成17年10月 オリコン・マーケティング・プロモーション(株) (現オリコン・リサーチ(株)) 代表取締役社長<br>平成18年12月 ORWI(株) (現オリコン・エナジー(株)) 代表取締役社長<br>平成19年1月 オリコンDD(株) (現(株)oricon ME) 取締役会長<br>オリコン・エンタテインメント(株) (現(株)oricon ME) 取締役<br>平成22年2月 オリコン・コミュニケーションズ(株) (現(株)oricon ME) 代表取締役社長<br>平成22年3月 (株)oricon ME代表取締役社長<br>平成22年5月 オリコン・ストラテジー(株) (現オリコン(株)) 代表取締役社長<br>平成22年6月 (株)oricon ME取締役<br>オリコン・コミュニケーションズ(株) (現(株)oricon ME) 取締役<br>平成24年5月 ORICON NEXT(株) (現(株)oricon ME) 取締役<br>平成25年5月 (株)oricon ME代表取締役社長<br>平成25年6月 (株)oricon ME取締役<br>オリコン・エナジー(株)取締役 (現任)<br>平成25年12月 オリコンDサイエンス(株)代表取締役社長 (現任)<br>平成28年8月 (株)oricon ME代表取締役社長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)oricon ME代表取締役社長<br>オリコン・エナジー(株)取締役<br>オリコンDサイエンス(株)代表取締役社長 | 116,500株       |
| (取締役候補者とした理由)<br>当社の代表取締役社長としての豊富な経験・実績・見識を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者としたしました。 |                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者番号                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                             | たかはし しげる<br>高橋 茂<br>(昭和36年3月4日生)  | 平成7年6月 (株)オリコン(現(株)oricon ME) 入社<br>平成17年5月 オリコン・デジタル・ディストリビューション(株)<br>(現(株)oricon ME) 取締役<br>平成18年4月 当社副社長執行役員<br>オリコン・エンタテインメント(株)(現(株)oricon ME) 取締役<br>オリコン・モバイル(株)(現(株)oricon ME) 取締役<br>平成18年6月 当社取締役副社長(現任)<br>平成19年1月 オリコン・エンタテインメント(株)(現(株)oricon ME) 代表取締役社長<br>平成21年6月 ORWI(株)(現オリコン・エナジー(株)) 取締役<br>平成25年4月 オリコンNewS(株)代表取締役社長(現任)<br>平成25年6月 ORICON NEXT(株)(現(株)oricon ME) 取締役<br>オリコン・ストラテジー(株)(現オリコン(株)) 取締役<br>平成25年12月 オリコンDサイエンス(株)取締役(現任)<br>平成27年10月 (株)oricon ME取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコンNewS(株)代表取締役社長<br>オリコンDサイエンス(株)取締役<br>(株)oricon ME取締役 | 11,600株    |
| (取締役候補者とした理由)<br>グループ経営・組織運営に於けるガバナンス強化に精通し、当社及び事業会社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者いたしました。 |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |
| 3                                                                                                                             | たるいし かつや<br>垂石 克哉<br>(昭和29年1月4日生) | 昭和51年4月 (株)オリジナルコンフィデンス(現(株)oricon ME) 入社<br>平成9年6月 同社取締役<br>平成12年3月 当社専務取締役<br>平成13年1月 当社取締役副社長<br>平成13年6月 (株)オリコン(現(株)oricon ME) 代表取締役会長<br>平成13年10月 同社代表取締役社長<br>平成18年3月 オリコン・マーケティング・プロモーション(株)(現オリコン・リサーチ(株)) 取締役(現任)<br>平成19年1月 同社代表取締役社長<br>平成24年5月 オリコン・エンタテインメント(株)(現(株)oricon ME) 取締役<br>平成25年4月 (株)oricon ME取締役(現任)<br>平成25年6月 当社取締役(現任)<br>平成25年6月 オリコン・ストラテジー(株)(現オリコン(株)) 取締役<br>平成28年6月 オリコンNewS(株)取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコン・リサーチ(株)取締役<br>(株)oricon ME取締役<br>オリコンNewS(株)取締役                                                                          | 7,700株     |
| (取締役候補者とした理由)<br>マーケティング・営業分野に精通し、当社及び事業会社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者いたしました。           |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | まえだ まさひこ<br>前田 雅彦<br>(昭和30年9月18日生)                                                                                     | 平成13年10月 オリコン・グローバルネットワーク(株)<br>(現(株)oricon ME) 入社<br>平成14年7月 同社執行役員<br>平成14年8月 オリコン・ワールド・エージェンシー(株)取締役<br>平成16年3月 パトリス・ファール・ジャパン(株)執行役員<br>平成16年10月 当社総務担当部長<br>平成17年9月 当社社長室長(現任)<br>平成21年4月 当社内部統制室長<br>平成25年10月 オリコン・エナジー(株)取締役<br>平成25年12月 オリコンDサイエンス(株)取締役(現任)<br>平成28年6月 当社取締役(現任)<br>平成28年6月 オリコン・エナジー(株)取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>オリコンDサイエンス(株)取締役<br>オリコン・エナジー(株)取締役                                                                                                                                                                                                   | 10,400株    |
|       | (取締役候補者とした理由)<br>内部統制をはじめ経営管理業務に精通し、当社及び事業会社の経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 5     | みずの せいいち<br>水野 誠一<br>(昭和21年7月8日生)                                                                                      | 平成2年3月 (株)西武百貨店代表取締役社長<br>平成7年3月 日本ネットスケープコミュニケーションズ(株)顧問<br>平成7年4月 慶應義塾大学総合政策学部特別招聘教授<br>平成7年7月 (株)インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテクチャ設立代表取締役(現任)<br>参議院議員当選<br>平成12年9月 (株)バルス社外取締役(現任)<br>平成14年9月 (株)リプロジェクト・パートナーズ代表取締役CEO(現任)<br>平成15年1月 森ビル(株)特別顧問<br>平成18年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成22年3月 (株)Gホールディングス社外取締役<br>平成24年9月 エクスコムグローバル(株)社外取締役(現任)<br>平成26年7月 (株)UNI社外取締役<br>平成28年9月 (株)UNI取締役会長(現任)<br>平成29年3月 (株)アンビション取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテクチャ代表取締役<br>(株)リプロジェクト・パートナーズ代表取締役CEO<br>(株)バルス社外取締役<br>エクスコムグローバル(株)社外取締役<br>(株)UNI取締役会長<br>(株)アンビション取締役会長 | 14,000株    |
|       | (社外取締役候補者とした理由)<br>経営者としての豊富な実績を通じ、会社経営に関する幅広い見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから社外取締役候補者といたしました。             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |



| 候補者番号                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6                                                                                                              | とっこ よしあき<br>東 狐 義 明<br>(昭和42年10月27日生) | 平成12年4月 (株)ベックワンパートナーズ入社<br>平成13年2月 (株)ティーエムエス設立代表取締役(現任)<br>平成19年8月 (株)ワイルドオレンジアーティスツ取締役(現任)<br>平成20年6月 当社社外取締役<br>平成27年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)ティーエムエス代表取締役<br>(株)ワイルドオレンジアーティスツ取締役 | 4,400株     |
| (社外取締役候補者とした理由)<br>会計・税務に精通すると共に、会社経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから社外取締役候補者といたしました。 |                                       |                                                                                                                                                                                                  |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 水野誠一氏及び東狐義明氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 水野誠一氏及び東狐義明氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって水野誠一氏が11年、東狐義明氏が2年となります。  
4. 当社は、水野誠一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。  
5. 候補者全員は、平成23年6月29日開催の第12回定時株主総会並びに平成26年6月25日開催の第15回定時株主総会においてご承認いただきました「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の継続に、賛成いたしております。当該対応方針の概要につきましては、招集ご通知17頁から22頁に記載の「4. 会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

## 第2号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年5月9日開催の当社取締役会において「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、平成23年6月29日開催の第12回定時株主総会並びに平成26年6月25日開催の第15回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しておりますが（以下、「現プラン」といいます。）、その有効期限は、平成29年6月開催予定の定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、当社を取り巻く社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、その在り方について検討を行いました。その結果、平成29年5月10日開催の当社取締役会において、本株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、現プランを一部改訂した上で、本株主総会の日から3年間（平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時まで）継続することを、社外取締役2名を含む取締役の全員一致により決議いたしました（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。なお、本プランへの継続にあたり、現プランの一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はありません。

本プランの継続に当たっては、その重要性に鑑み、株主の皆様のご意思を確認させていただくことが適切であると考え、本議案において本プランの継続のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本株主総会に出席した株主の議決権の過半数をもって承認された場合、本プランは引き続き継続され、有効期間は、平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本プランの内容につきましては、別紙（51頁から65頁）をご参照ください。

(別紙)

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドに企業価値の源泉がある当社においては、中立公平性・ブランド価値を著しく毀損するおそれのある大量買付行為を防止することが企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### 1. 当社の企業価値の源泉

昭和42年、「ヒットという目に見えないものを可視化する」ことを経営理念として(株)オリジナルコンフィデンス(平成13年に当社が連結子会社化。現、(株)oricon ME)が設立されました。同社は、音楽のヒットを正確に伝えるため、全国のレコード店との協力体制を構築し、「何が何枚売れたか」という販売データを収集・集計することによって、昭和43年よりランキング情報の提供を開始しました。それ以来、「オリコンランキング」は、販売データに基づく正確な情報として約50年にわたり、当社のメディア、並びに国内の多くのマスコミを通して消費者に提供され、国内における「音楽ヒットの象徴」として高い知名度と信頼を得ております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

このように長年にわたって中立公平な立場で「オリコンランキング」という正確な情報を提供し続けたことにより、「信頼感」、「最新」、「安心できる」、「メジャーである」といった非常に高い価値観が刻み込まれたブランドとして、「オリコン」ブランドが培われてきました。当社が展開する各事業は、この「オリコン」ブランドが持つ際立った価値観によって成立しております。

当社は、調査協力店の拡充を継続的に行い、現在ではレコード店（メディアストア）以外にも、家電量販店、ECサイト、コンビニエンスストア、書店等の様々な販売チャネルよりデータを収集しております。調査協力店の中には、当社にのみ販売データを提供していただいているところが少なくなく、これほどの調査協力店網を有している企業は他にありません。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査・発表を行っていること、当社へのデータ提供に協力することでヒットが顕在化して増幅し、販売促進に繋がること等が、販売店側の理解を生み、データ提供に結び付いております。

また当社は、情報発信においても、他社が真似できない強みを有しております。当社が長年にわたって中立公平な立場で調査し、販売データに基づく正しい情報を提供してきたことから、国内の主要なマスコミとの間に良好な信頼関係が構築されております。ランキング情報を定期的に提供する以外にも、エンタテインメント系ニュースを中心に情報提供やコンテンツ提供を継続的に行っており、当社が発信する情報だから注目される、記事として大きく扱われる、若しくは番組で取り上げられるということが数多くあります。さらに、インターネットの領域においても、「Yahoo!JAPAN」等のポータルサイトやニュースアプリ、SNSの他、全国の新聞社・テレビ局・ラジオ局等のサイトにもニュースを配信しており、当社のニュースが多くのインターネットユーザーにリーチしております。これらの結果、当社が発信する情報の伝達力が評価・期待され、レコードメーカー、プロダクション、テレビ局等より、当社へより多くの情報、より価値の高い情報が集まるようになるという好循環が生まれております。

以上のとおり、当社は、世界でも類を見ない「情報のバリューチェーン」を有しております。この「情報のバリューチェーン」と「オリコン」ブランドこそが、当社の企業価値の源泉であり、当社の持続的な強みを創出しております。そして、「オリコン」ブランドを維持・向上させ、「情報のバリューチェーン」を進展させていくために、当社は、常に、第三者的に中立公平な立場で信頼性の高い情報を発信し続けなければなりません。

## 2. 企業価値の向上に資する取組み

当社は、「オリコン」ブランドを活用し、音楽分野のみならず、様々な産業分野において中立公平なランキング化を施すことによって商品やサービスの価値を可視化させ、より豊かな生活の実現と、生活に密着する様々な企業の発展に貢献する社会的価値の高い企業を目指すことを基本方針としております。

当社では、この基本方針に沿い、以下の取組みを中心に、企業価値を持続的に向上させるための施策を実施しております。

### (1) サービスの品質の可視化に向けた取組み

当社は、医療の分野において、サービスを受ける患者側に病院や医師を選択するための情報が不足しており、特に、患者の視点に立って客観的かつ公平に評価された情報が皆無であったことから、平成15年、大規模な患者満足度調査を実施し、その結果に基づく病院ランキング情報を掲載した書籍「患者が決めた！いい病院」を発行しました。さらに、医療サービス以外の様々なサービスについても、利用者の視点に立って、「サービスという目に見えないものの良し悪しを可視化する」ことに社会的ニーズがあると捉え、平成18年、英会話スクール、エステティックサロン等のサービスを実際に利用された方を対象とした顧客満足度（CS）調査を実施し、その結果に基づいた顧客満足度（CS）ランキングを、PC向けサイト「ORICON STYLE（現、ORICON NEWS）」で発表しました。現在では日本の全産業種を網羅する幅広いサービス産業の分野に向けて調査事業を展開しており、着実に収益を伸ばしております。ランキングにランクインし、広告クライアントとなった一部の企業では、テレビCM等の広告宣伝において、「オリコン日本顧客満足度ランキング1位」等といった訴求が行われております。これはまさに、当社が中立公平な立場で調査・発表を行ったランキングであることに社会的な価値が見出され、効果的に「オリコン」ブランドとのコラボレーションがなされた事例であります。今後も、対象とするジャンルを拡充させていくとともに、「オリコン日本顧客満足度ランキング」のブランディングを推進して価値を高め、業容の拡大を図ってまいります。

### (2) インターネット社会の進展に即した取組み

現在、インターネットの利用は、日常生活において不可欠なものとなり、インターネットを介した通信の高速化、高容量化、並びに多様化が急速に進んでおります。そのような環境の変化によって、インターネット上で交わされる情報が、肥大化し、氾濫する状況となり、年々、その傾向が強くなっております。このようなインターネット社会の進展に伴って、インターネットユーザー（個人及び企業）が、正確な情報、網羅している情報を求める動きを強めてきており、今後、それは一層顕著になってくるものと想定されます。また、インターネット上での情報やコンテンツが「無料」の方向に進んでおり、対価（広告出稿を含みます。）が支払われるだけの価値のあるものみに「有料」が適用されるという状況になってきております。当社は、今後、これらの状況が進行するにつれ、「オリコン」ブランドのもと、中立公平で信頼性の高い情報を発信している当社においては、対価の支払われる機会が増え、ビジネスチャンスが広がっていくものと考えております。また、当社がインターネット上で発信するエンタテインメント系ニュースや様々なランキング情報が、当社の運営するサイトやサービスへユーザーを誘導する際の誘導口になることから、ニュースや情報の信頼性と訴求力を高めることによってユーザー獲得を効率良く促進し、広告販売や個別課金等の収益の拡大、並びにユーザー獲得費用の削減に結び付けてまいります。

### (3) ビッグデータを活用した取組み

ICT（情報通信技術）分野における技術の進展と通信環境の整備によって、大量のデータ、いわゆるビッグデータの蓄積、処理、分析を低コストで行えるようになってきました。さらに、処理や分析の高度化と高速化の進歩は著しく、特に、機械学習と言われる高度なデータ解析技術をコンピューターで行うことで、精度の高い分析・予測が可能となっております。

当社においても、長年にわたってエンタテインメント分野及び顧客満足度（CS）調査事業、ビッグデータ解析など様々な情報を集計し、分析するノウハウを培ってまいりました。また、アドテクノロジーの技術も積極的に取入れ、効果的なインターネット広告配信や、より精緻な調査データの提供など、ビッグデータの活用を通して、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

### 3. コーポレートガバナンスの整備

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、企業価値を向上させて継続的な成長と発展を目指すため、コーポレートガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、従前よりコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社では、取締役会を経営に関する基本方針及び重要事項の決定機関、並びに取締役の職務執行の監督機関と位置づけるとともに、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、社外の優れた見識と豊富な経験を経営に反映させ、かつ監督機能の充実を図ることが、コーポレートガバナンスを強化させる上で重要であると考え、取締役6名中2名（本株主総会において選任予定の取締役6名中2名）を社外取締役にし、監査役3名中2名を社外監査役にしております。当該2名の社外監査役とも、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員の要件を満たしており、1名の社外取締役と合わせて合計3名を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。さらに当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

当社における内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の社長室が、年間監査計画書を作成した上で、業務監査を実施し、監査役会に対して定期的に報告しております。また、内部統制につきましては、平成19年10月に内部統制室（現、内部統制部）を設置し、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンスを継続的に徹底させる体制の整備、強化を図っております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

##### (1) 企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

当社においては、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、わが国の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見られます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うもの等、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、「情報のバリューチェーン」を構成する調査協力店、マスコミ等の関係先をはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者（下記2.(2)①で定義されます。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させるのでなければ、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

##### (2) 本プラン継続の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下で大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、上記Ⅱ 1.に記載のとおり、当社の企業価値の源泉は、中立公平な立場から信頼性の高い情報発信を続けることにありますが、同様に中立的立場の維持が求められる放送事業者については公共の福祉の観点から放送法に基づく議決権保有制限が適用される可能性があることに比

して、当社は、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損する可能性のある大量買付者の出現に対する法的な保護を十分に受けられない状況にあります。したがって、当社は、当該大量買付者の出現に対して自ら防衛できる体制作りを行うことが、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を守る上で不可欠であると考えています。

一方、平成29年3月末日現在、当社の創業者一族（資産管理会社を含む）及び当社役員によって当社の発行済株式総数の36.71%（議決権割合39.37%）の株式が保有されていますが、既に相応の分散化が進んでおり、今後さらに、各々の意思や事情により株式の譲渡、相続等の処分がなされ、分散化が進んでいく可能性は否定できず、必ずしも将来の安定性までも保証されるものではありません。

当社は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランの導入を決定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めています。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様が無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

### (2) 本プランの発動にかかる手続

#### ①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けの結果、

- i. 当社の株券等<sup>1</sup>の保有者<sup>2</sup>が保有<sup>3</sup>する当社の株券等に係る株券等保有割合<sup>4</sup>の合計
- ii. 当社の株券等<sup>5</sup>の公開買付者<sup>6</sup>が所有<sup>7</sup>し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者<sup>8</sup>が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合<sup>9</sup>の合計

のいずれかが20%以上となる者（以下、「特定株式保有者」といいます。）による当社株券等の買付けその他の有償の譲受け又はその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。



1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 ii において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

#### ②本プランの公表及び大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容及び性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後又はその後の追加情報受領後10営業日以内に、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上で行うこととします。

- i. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容及び当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的があ

- る場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大量買付行為の対価の額及び種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
  - v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
  - vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策及び資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
  - vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
  - viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
  - ix. 大量買付行為の後に当社の株券等を取得する予定がある場合又は当社の株券等の上場廃止を企図している場合には、その理由及び内容
  - x. 大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
  - xi. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書又は追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様へ開示いたします。大量買付行為があった事実及び大量買付者から当社取締役会に提供された情報等については、株主の皆様への判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部又は一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

### ③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記記載の取締役会評価期間の始期及び終期を、直ちに大量買付者及び下記④に定める独立委員会に通知し、株主の皆様に対する情報開示を法令及び当社が上場する証券取引所の規則に従って適時かつ適切に行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）又は90日以内（その他の大量買付行為の場合）

（かかる60日以内又は90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を十分検討

の上とりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様にご公表いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様にご代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

#### ④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン継続時の独立委員会の委員には、水野誠一氏、石島徹氏及び西島聡氏の合計3名が就任いたします。なお、各委員の略歴は、(参考資料1)「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、(参考資料2)「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様にご情報開示を行います。

#### ⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し(ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量行為を行い又は行おうとする場合における一定の場合を除きます。)、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等(当社が費用を負担することとします。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様にご情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、当該大量買付者及び当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

## ⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

上記の場合において、独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行い又は行おうとしていることを確認した場合、原則として可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。ただし、当社取締役会が、大量買付行為の内容及び態様等から見て、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会の勧告を得る時間的余裕がないと判断したときには、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、取締役会検討期間の開始又は終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

(i) 高値買取要求を狙う買収である場合

(ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合

(iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合

(iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合

(v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切な買収である場合

- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 当社の企業価値の源泉である中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドを著しく害するおそれが認められ、当社の企業価値の維持・向上の観点から著しく不適切な買収であることが明白な場合
- (x) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
- 当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
  - 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の毀損を回避することができないか又はそのおそれがある場合
- ⑦当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定
- 当社取締役会は、上記⑥ i 又は ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施又は不実施に関する決定を行います（ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量行為を行い又は行おうとする場合における一定の場合を除きます。）。
- 当社取締役会は、対抗措置の実施又は不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不実施の決定に係る通知を、以下「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後又は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。
- ⑧当社取締役会による再検討
- 当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施又は中止に関する決定を行うことができます。
- 当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。
- (3) 対抗措置の概要
- 当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、（参考資料3）「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。
- 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株

予約権者」といいます。) に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、特定株式保有者及びその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者及びその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

#### (4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本株主総会における普通決議による株主の皆様のご承認によって発効し、その有効期間は平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正又は変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成29年5月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設又は改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成32年3月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

### 3. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大量買付者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様は振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

#### (4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続等

##### ①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個

あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

#### ②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者又はその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### Ⅳ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、(株)東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

##### 2. 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的としていること

本プランは、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保又は向上することを目的としているものです。



### 3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認によって発効するため、本プランへの継続に株主の皆様のご意向が反映されることとなります。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、その意味で、本プランの存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施又は不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

### 4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

### 5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### 6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、大量買付者が出現した場合、取締役会及び独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができるとされています。これにより、取締役会及び独立委員会による判断の公正性及び合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

### 7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## (参考資料1)

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）継続時の独立委員会の委員は、以下の3名です。

#### 水野 誠一（当社社外取締役）

略歴： 平成7年7月 (株)インスティテュート・オブ・マーケティング・アーキテクチャ設立代表取締役（現任）  
参議院議員当選  
平成12年9月 (株)バルス社外取締役（現任）  
平成14年9月 (株)リプロジェクト・パートナーズ代表取締役CEO（現任）  
平成18年6月 当社社外取締役（現任）  
平成24年9月 エクスコムグローバル(株)社外取締役（現任）  
平成28年9月 (株)UNI取締役会長（現任）  
平成29年3月 (株)アンビション取締役会長（現任）

#### 石島 徹（当社社外監査役）

略歴： 昭和50年4月 (株)三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）入行  
平成13年3月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）深川支社支社長  
平成13年4月 同社横浜駅前支社支社長  
平成14年10月 同社新丸の内支社支社長  
平成15年3月 同社丸の内支社支社長  
平成18年1月 (株)アサツーディ・ケイ入社  
平成24年1月 同社執行役員  
平成27年6月 同社顧問  
平成28年6月 当社社外監査役（現任）  
平成29年3月 (株)ゴンゾ社外監査役（現任）

#### 西島 聡（当社社外監査役）

略歴： 平成4年9月 (株)エイ・ジー・エス・コンサルティング（現(株)AGSコンサルティング）入社  
平成21年3月 税理士登録  
平成24年3月 (株)AGSコンサルティング取締役（現任）  
平成24年12月 (株)アクセルエンターメディア社外監査役（現任）  
平成27年6月 当社社外監査役（現任）  
平成28年6月 セント・プラス少額短期保険(株)社外取締役（現任）

※ 上記独立委員会委員と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
なお、当社は、上記3名を(株)東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。

以 上

## (参考資料2)

### 独立委員会規則の概要

- (1) 独立委員会は、取締役会の諮問により当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）に基づく対抗措置の実施又は不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性及び中立性の確保に資することを目的とする。
- (2) 1. 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
  - ①現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）又は監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）となったことがない者
  - ②現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の一定範囲の親族でない者
  - ③当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役又は監査役となったことがない者
  - ④当社等と取引がある取引先において、過去3年間取締役又は監査役でない者
  - ⑤当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
  - ⑥企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者）
2. 委員の選任及び解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
3. 委員の任期は、選任の時から本プランの有効期間満了の時までとする。
- (3) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について、取締役会の諮問を受けて、審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
  - ①大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
  - ②買付提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するか否かの決定並びに対抗措置の実施又は不実施
  - ③対抗措置の中止
  - ④①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
  - ⑤本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
  - ⑥取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (4) 独立委員会の決議は、委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

- (5) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (6) 独立委員の互選により選定された独立委員会議長は、独立委員会を招集する。
- (7) 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- (8) 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由及びその根拠を説明しなければならない。

以 上

### (参考資料3)

#### 新株予約権の要項

1. 割当対象株主  
本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下、「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下、「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。
2. 発行する新株予約権の総数  
割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。
4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - ①新株予約権の目的である株式の種類  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
  - ②新株予約権の目的である株式の数  
新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は1株とする。  
ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。
5. 新株予約権の目的である株式の数の調整
  - ①当社が、割当期日後、当社株式の分割若しくは併合又は合併若しくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。
  - ②対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨及びその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数及びその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知又は定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
6. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。
8. 新株予約権の行使期間  
割当期日から120日以内で、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知又は公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

## 9. 新株予約権の行使の条件

- ①本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けの結果、
    - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
    - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
  - b. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
  - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
  - d. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する所有をいう。
  - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
  - f. 「公開買付者」とは、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。
  - g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
  - h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
  - i. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

②以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、若しくはその特別関係者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配され、若しくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④各新株予約権の一部行使はできないものとする。

## 10. 当社による新株予約権の取得

①当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めるときは当該日）の翌日以降、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間中いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

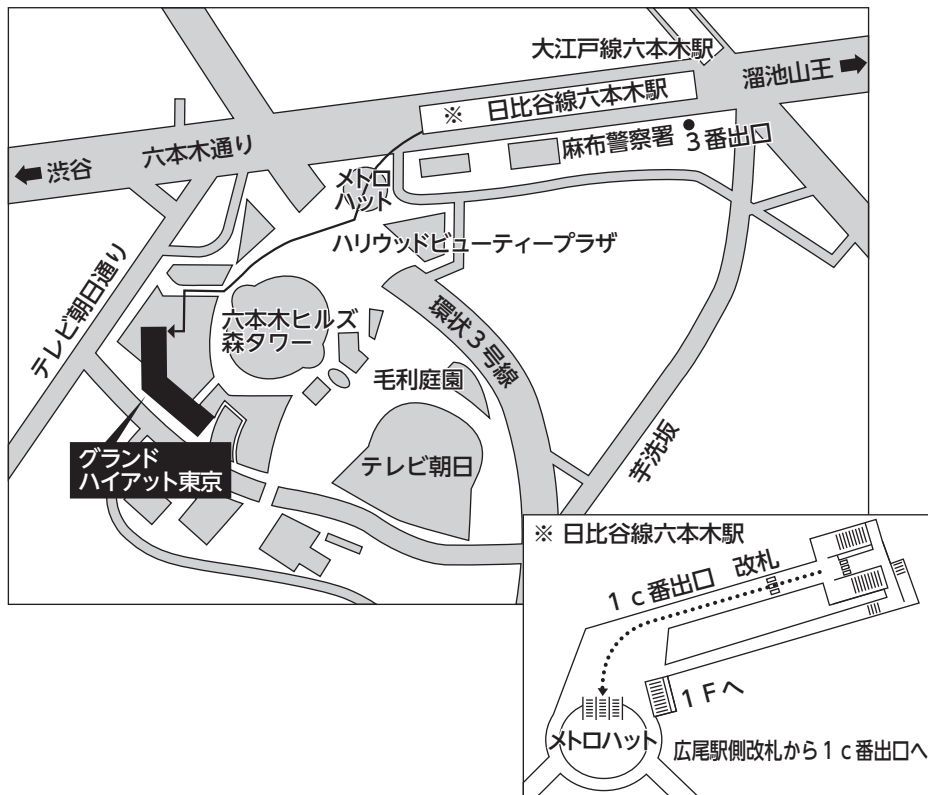
②当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使又は当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使  
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使又は当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
12. 新株予約権の譲渡に関する事項  
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換又は株式移転の場合における新株予約権の交付及びその条件  
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法  
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等  
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書及び添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等  
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正又は廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正又は廃止の趣旨及び文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以上

# 株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木六丁目10番3号  
グランドハイアット東京 2階  
「コリアンダー」



## <最寄駅>

東京メトロ 日比谷線六本木駅(1c番出口)より徒歩3分

- ・1c番出口より駅直結コンコースを通り、メトロハット内の長いエスカレーターを上がる。
- ・森タワーの右側にお進みください。

都営地下鉄 大江戸線六本木駅(3番出口)より徒歩5分

- ・3番出口より地上に出て六本木通りを「六本木ヒルズ」方面へお進みください。(約300m)
- ・メトロハット脇の階段・エスカレーターを上がり、森タワーの右側にお進みください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。